

# 株式会社日本政策投資銀行法案(仮称) について

平成18年12月  
財務省

## 株式会社日本政策投資銀行(仮称)の方向性 (「行革推進法」のポイント)

---

日本政策投資銀行は、完全民営化することとする。

そのため、平成20年度において、国の関与を縮小して経営の自主性を確保するための措置を講ずる。

その措置のおおむね5～7年度を目途として、政府保有株式の全部を処分する。

政府は、日本政策投資銀行の完全民営化に当たっては、  
日本政策投資銀行の円滑な運営に必要な財政基盤を確保するための措置  
長期の事業資金に係る投融资機能の根幹を維持するための措置  
を講ずる。

# 株式会社日本政策投資銀行(仮称)の方向性 (「政策金融改革に係る制度設計」のポイント)

## <株式の処分及び本法案の廃止のための措置>

政府の出資は、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、新体制移行のおおむね5年後から7年後を目途として、その全部を処分。

政府は、中長期の投融资機能を提供する金融機関としての事業基盤を確立するため、新機関の株式の処分方法について十分配慮する。

## <新会社の設立等>

日本政策投資銀行法を廃止し、政府のみが株式を保有する特殊会社を発足。

## <業務の範囲>

中長期の投融资一体となった金融機能の根幹を維持できるよう、資金運用については短期貸付や出資等も含めて、資金調達については預金の受入れや金融債の発行等も含めて規定。

地域再生、事業再生等の新金融技術を活用した業務を展開。

## <政府の関与>

主務省の監督は真に必要なものに限定

民間金融機関とのイコールフットイングや財政措置に係る公益性確保の観点に留意しつつ、政府関与を縮小。

## <資金調達上の措置等>

資金の太宗を政府に依存している現在の調達体制から、自力での安定した資金調達体制への円滑な移行を図るため、政府保証債の発行や財融借入を措置。

新体制への移行を円滑に進めるため、他の民間金融機関からの長期借入等の業務を可能とする。

## 業務について

### 制度設計

・業務等については、中長期の投融资一体となった金融機能の根幹を維持できるよう、資金運用については短期貸付や出資等も含めて、資金調達については預金の受入れや金融債の発行等も含めて規定する。

現行の業務(出資・融資・財融借入・政府保証債等)に加え、資金調達面では、預金・金融債を規定し、準備機関中から民間からの長期借入を可能とする手当を行う。

	日本政策投資銀行	移行期間中の新会社
融資		
出資	(5%超も可)	(5%超も可)
債務保証		
為替・両替	×	×
デリバティブ取引等	(従来の附帯業務で可能なものを実施)	
預金	×	(決済性預金や小口預金等は想定していない。)
債券の発行		(金融債を含む)
民間からの長期借入	× (準備期間中において )	

# 政府関与について

---

## 制度設計

主務省の監督は真に必要なものに限定することとし、民間金融機関とのイコルフットイングや財政措置に係る公益性確保の観点等に留意しつつ、政府の関与の縮小を図る。

主務省の監督は真に必要なものに限定することとし、他の特殊会社法や銀行法等の金融関係法令の規定を参考に、民間金融機関とのイコルフットイングや財政措置に係る公益性の確保等に留意して、政府の関与を縮小。

## 政府関与が縮小する事項の例

### 予算統制の廃止

- 現行政投銀は政府関係予算の対象であったものの、新会社においては対象とせず、認可も求めない。

### 事業計画

- 予算統制を廃止した上で、他の特殊会社と同様に事業計画を認可制とする。

### 社債や借入金

- 通常、特殊会社においては、社債や借入金は個別認可制であるが、新会社においては、業務の特性に照らして、包括認可制とする。

### 子会社保有

- 投資目的の子会社保有は自由化する一方、それ以外の子会社の保有は民間銀行並びで認可制とする。

## その他

---

### 準備期間中の業務

平成19年度から、現行の資金調達に加え、民間からの長期借入を可能とする旨を規定。

### 資金調達上の措置

資金の太宗を政府に依存している現在の調達体制から、自力での安定した資金調達体制への円滑な移行を図るため、移行期間中に限り、政府保証債の発行や財融借入を措置。

### 株式の処分

長期の事業資金に係る投融资機能の根幹が維持されるよう、株式の処分方法等について検討し、必要な措置を講ずる旨を規定。

### 完全民営化時点に係る事項

政府保有株式が全部処分された後、直ちに移行期に係る特別の法律を廃止するための措置を講ずることとし、その旨を当該法律に規定する。

## (参考) 日本政策投資銀行の概要

- 設立 平成11年10月1日 日本政策投資銀行法に基づく法人として設立  
- 日本開発銀行(昭和26年設立)と北海道東北開発公庫(昭和31年設立)の廃止・統合 -
- 主務大臣 財務大臣及び国土交通大臣
- 目的 経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資するため、一般の金融機関が行う金融等を補完し、又は奨励することを旨とし、長期資金の供給等を行い、もって我が国の経済社会政策のため、金融上の寄与をすること
- 資本金 1兆2,723億円(全額政府出資、平成18年3月末)
- 役職員 役員17名 + 職員1,352名(平成18年度予算定員)
- 拠点 本店 + 10支店 + 8事務所 + 6海外駐在員事務所(平成18年3月末)
- 事業規模 貸付金残高(社債含む) 12兆9,201億円(平成18年3月末、民間財務諸表ベース)
- 業務内容  
長期資金の供給等(出融資、債務保証等)      プロジェクト支援      情報発信
- 業務運営の基本的考え方  
政策目的の明確化      民間金融機関との協調      経営の健全性の確保